

## 令和3年度「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」 公募に関するQ&A

### Q. 研究マネジメントに関してのチェック項目（医薬品）とは何ですか。

A. 下記の項目の両方に該当する提案者は、「研究マネジメントに関してのチェック項目（医薬品）」を満たしているかを確認する「チェック項目記入表」の提出が必須となります。

- ・ 将来的に企業に導出することで医薬品としての実用化（製造販売承認）を目指す開発課題を応募する提案者
- ・ 既に創薬標的の検証（ターゲットバリデーション）が終了しており、ステージゲート①（※）以降の段階にある提案者

この記入表は、医薬品の研究開発プロセスの適切な時点（ステージゲート）においてそれまでの進捗状況等を確認し Go/no-go 判断を行うことで、実用化のための研究を着実に実施するために活用されます。

※チェック項目記入表の様式やステージゲート①の詳細については、AMED のウェブサイト「医薬品開発の研究マネジメントに関するチェック項目について」([https://wwwAMED.go.jp/koubo/iyakuhin\\_check.html](https://wwwAMED.go.jp/koubo/iyakuhin_check.html)) をご確認ください。

なお、多能性幹細胞（iPS／ES 細胞）、体性幹細胞又は遺伝子改変細胞を用いた再生医療等の実用化にかかる研究開発課題を提案する場合は、「再生医療研究事業のマネジメントに関するチェック項目」の提出が必要な場合があります。

詳しくは、[https://wwwAMED.go.jp/koubo/saisei\\_check.html](https://wwwAMED.go.jp/koubo/saisei_check.html) をご確認ください。

### Q. 開発品目が複数ある場合は、それぞれの品目について「チェック項目記入表」を作成するのですか。

A. そのとおりです。それぞれの開発品目毎に「チェック項目記入表」の作成をお願いします。その場合、「研究開発課題名」欄に研究開発課題名に続けて括弧書きで開発品目を明示してください。

### Q. 国際レビュアとはどのような人ですか。

A. 国際レビュアは、当該研究開発領域において深い見識を有し、海外研究機関に所属する研究者の方々の中から、AMED が提案書のレビューに適切であると判断し指名した研究者です。評価委員同様、国際レビュアには、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。

### Q. なぜ審査の過程に国際レビュアが加わるのですか。

A. AMED では、課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢

献するため、一部の課題公募について国際レビュアを課題事前評価の過程に加えることとしました。このため、本事業においても、研究開発領域の事前課題評価のプロセスに国際レビュアを加えますが、国際レビュアのコメントは、事前評価委員会の議論の参考資料として付されます。

**Q. 全ての公募課題の審査で国際レビュアが加わるのですか。**

- A. 以下の【若手育成枠】公募課題のみ、国際レビュアが加わります。  
・【応募番号：112】【若手育成枠】感染症対策の強化に必要な基盤技術の創出、診断・治療・予防法の開発研究

**Q. 【若手育成枠】以外では、申請書類の提出はすべて日本語ですか。**

- A. 提案書類は原則として日本語での作成ですが、要約については日本語と英語の両方の記載が必須となります。また、【若手育成枠】の公募には審査の過程に国際レビュアが加わるため、「（別紙7）Project Description」についても英語での作成をお願いします。

**Q. 【若手育成枠】では、面接(ヒアリング)は英語で行われますか。**

- A. ヒアリングは原則日本語で行います。なお、日本語での実施が困難な場合には、応募時に事務局にご相談ください。

**Q. 現在若手研究者として登用されている研究者が、【若手育成枠】の研究開発課題の研究代表者として応募することはできますか。**

- A. 可能です。ただし、所属機関の規則等及び公募要領に記載されている研究代表者の条件等にご留意下さい。

**Q. 若手研究者登用の対象として申請される研究者が、同時に【若手育成枠】の研究代表者として応募することはできますか。**

- A. 若手研究者としての登用が申請されている研究者が【若手育成枠】へ応募することに制限はありません。

**Q. 「安全保障貿易管理に係るチェックシート」はどのように使われますか。**

- A. 本様式の内容は安全保障貿易管理上必要な目的のみに使用し、審査には一切影響しません。詳細は公募要領「第2章.2.2.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」を参照してください。

**Q. 「安全保障貿易管理に係るチェックシート」はなぜ提出が必要なのですか。**

- A. 審査の過程で国際レビュアによる査読を行うにあたり、安全保障貿易管理上必要な措

置を取る必要があるためです。なお、本チェックシートの提出は【若手育成枠】へ応募する場合のみ必要です。

**Q. 国際レビューの公表の予定はありますか。**

A. 現在は国際レビューの公表は予定しておりません。